

医療機関名一覧表について

第7次新潟県地域保健医療計画の【Ⅱ各論 第1章第1節及び第2節】に記載されている5疾病・5事業及び在宅医療等※ごとの「医療連携体制において必要となる医療機能」を有する医療機関名を掲載したものです。

< 留意事項 >

- ・ 県内の医療機関（病院及び一般診療所）を対象に実施した「医療機能調査」結果（周産期医療については、分娩取扱医療機関に対するアンケート調査の結果）を基に、二次保健医療圏ごとに医療機関名を掲載しています。
- ・ 第7次新潟県地域保健医療計画において、病期の区分や機能ごとに医療機関に求められる事項を定め、その該当の有無を医療機関が自己申告で回答する形式で「医療機能調査」を行いました。
- ・ 病期の区分や機能ごとに医療機関に求められる事項の全てを満たすと回答のあった医療機関名を掲載しています。（精神疾患に係る機能を有する医療機関名については、第7次新潟県地域保健医療計画内（P. 48、49、55、56）に掲載しています。）
- ・ 一覧表に掲載している医療機関以外にも「5疾病・5事業及び在宅医療等」に係る診療を行っている場合があります、県民の皆様の受療行動を制限するものではありません。また、一覧表に掲載している医療機関が「いつでも」診療等を行っていることを保証するものではなく、ベッドの空き状況や診療時間等の制約があります。
- ・ 医療機関の所在地や診療内容に関する情報は、『にいがた医療情報ネット』（<http://qq.niigata-iyaku.jp/>）で確認いただけます。
- ・ 実際の受診に当たっては、事前に医療機関に確認されるとより確実です。
- ・ 掲載する医療機関名は、随時更新を行います。

※ 5疾病・5事業及び在宅医療等

がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、在宅医療等